

( 介 4 )

平成 30 年 4 月 3 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

平成 30 年度介護報酬改定に係る告示、通知のご案内について  
( 3 月 30 日付 )

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に係る省令、告示、通知につきましては、3 月 26 日付、日医発第 1198 号 ( 介 154 ) にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、3 月 30 日付で、介護医療院に関する告示及び通知等が、また 3 月 28 日付で Q&A ( Vol. 2 ) が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、関連する告示、通知につきましては、日医ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「平成 30 年度介護報酬改定に関する情報」に、官報と併せて掲載させていただきますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。( 掲載する通知は下記をご参照ください。 )

**【掲載アドレス】**

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/30kaitei/index.html>

敬具

記

**【添付資料・ホームページにも掲載】**

○ 4. 官報 号外第 70 号 ( 平成 30 年 3 月 30 日付 ) 抜粋

- ・ 厚生労働省告示 181 号 厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者
- ・ 厚生労働省告示 182 号 厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第 11 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
- ・ 厚生労働省告示 183 号 居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定める者
- ・ 厚生労働省告示 184 号 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件

- ・厚生労働省告示185号 厚生労働大臣が定める介護医療院が広告し得る事項

○5.官報 号外第70号（平成30年3月30日付）抜粋

- ・厚生労働省告示180号 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件

【日本医師会ホームページ掲載】

（通知）

7. 介護医療院を開設できる者について

（老発0330 第14号平成30年3月30日 厚生労働省老健局長通知）

8. 介護医療院に関して広告できる事項について

（老発0330 第1号平成30年3月30日 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

9. 「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」の一部改正について

（老振発0330第1号 平成30年3月30日 厚生労働省老健局振興課長通知）

10. 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について

（老振発0330第2号 平成30年3月30日 厚生労働省老健局振興課長通知）

11. 平成30年度介護報酬改定関連通知の正誤について

（老高発0330第6号、老振発0330第3号、老老発0330第2号、平成30年3月30日 厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知）

（事務連絡）

1. 児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について

（平成30年3月30日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課 事務連絡）

（Q&A）

○「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（平成30年3月28日）」の送付について

以上